

珠洲風力開発株式会社「(仮称)馬縹・大谷風力発電事業  
環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和5年10月3日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、「(仮称)馬縹・大谷風力発電事業 環境影響評価方法書」について、珠洲風力開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、石川県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：石川県珠洲市  
原動力の種類：風力（陸上）  
出 力：最大42,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 4年 9月 16日
環境大臣意見受理	令和 4年 12月 1日
経済産業大臣意見発出	令和 4年 12月 13日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 5年 4月 7日
住民意見の概要等受理	令和 5年 6月 6日
石川県知事意見受理	令和 5年 9月 4日
経済産業大臣勧告発出	令和 5年 10月 3日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、伊藤  
電話03-3501-1742（直通）

珠洲風力開発株式会社「(仮称)馬縹・大谷風力発電事業 環境影響評価方法書」  
に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 水質の調査に当たっては、局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、また、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺で鳥類調査を実施する際には、専門家等からの助言を踏まえ、定量性が確保されるように適切な調査、予測及び評価を行うこと。
3. 動物、植物の調査地点及び踏査ルートは、土地改変を行う可能性がある対象事業実施区域の全域及びその周辺を網羅していないことから、専門家等の助言を踏まえ、調査手法ごとに調査範囲を網羅するよう設定すること。
4. 希少なホクリクサンショウウオ等が生息する可能性が高い地域であるため、水棲生物の調査については、河川等において適切な調査地点を設けるなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 生態系の典型性注目種については、採餌環境等の生息を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(石川県知事からの意見書の写しを添付)